

## 第5次CHA I N S開発委員会設置要綱

### (設置)

第1条 第5次千葉市行政情報ネットワークシステム（以下「第5次CHA I N S」という。）の開発に当たり必要な事項を審議するため、千葉市電子情報処理規程（平成14年千葉市訓令（甲）第10号。以下「規程」という。）第15条の規定により、第5次CHA I N S開発委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について所掌する。

- (1) 第5次CHA I N Sの開発に係る企画及び調整に関する事項
- (2) その他第5次CHA I N Sの開発のために必要な事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、第2条各号に掲げる事項を審議するため、別表第2に掲げる委員を招集する。
- 3 会議は、招集された委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、関係者を委員会に出席させて意見を求めることができる。
- 5 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 会議は非公開とする。ただし、委員長が委員会に諮って公開すると決定したときは、この限りでない。
- 7 委員長が必要と認めるときは、会議の開催に代えて書面で表決することができる。

### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務局情報経営部情報システム課において行う。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、第5次CHA I N Sの運用開始をもって効力を失う。

別表第 1

委員長	総務局情報経営部長
委員	総務局情報経営部業務改革推進課長 総務局情報経営部情報システム課長 総務局情報経営部情報システム課住民情報系システム標準化推進室長

別表第 2

第 2 条 第 1 号 に掲げる事項	総務局情報経営部業務改革推進課長 総務局情報経営部情報システム課長 総務局情報経営部情報システム課住民情報系システム標準化推進室長
第 2 条 第 2 号 に掲げる事項	委員長が指名する。